

令和 6 年 7 月  
国 税 庁

『国税通則法基本通達』の一部改正について（法令解釈通達）の概要

令和 5 年度税制改正において、国際最低課税額に対する法人税が導入されたことに伴い、納税証明書の交付等について所要の整備を図ることとしました。